

第1編 土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日（4週8休）の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日とする。）を現場閉所日※2とする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。なお、積算基準（港湾関係編）を用いて積算する案件については、第3編港湾等工事編を適用する。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

(経費の計上)

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、当初積算時に、4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価）を計上するとともに、標準単価については、4週8休以上の設計単価を適用し計上する。

なお、対象期間中の現場閉所の達成状況が、4週8休未満（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%未満）となる場合は、補正分及び標準単価を減額変更する。

現場閉所日数は、土日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含む。

(工事成績評定における評価)

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所、4週8休以上の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。
なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

- ・ 労務費 : 1.05
- ・ 機械経費（賃料）: 1.04
- ・ 共通仮設費率 : 1.04
- ・ 現場管理費率 : 1.06

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | |
|-------------------------|-------|------|--------|
| | | | 4週8休以上 |
| 鉄筋工 | | | 1.05 |
| ガス圧接工 | | | 1.04 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | | 1.02 |
| | 撤去 | | 1.05 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | | 1.01 |
| | 撤去 | | 1.05 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | | 1.01 |
| | 撤去 | | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | | 1.04 |
| | 撤去 | | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | | 1.03 |
| 道路標識設置工 | 設置 | | 1.01 |
| | 撤去・移設 | | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | | 1.02 |
| | 撤去 | | 1.05 |
| 法面工 | | | 1.02 |
| 吹付砕工 | | | 1.03 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | | 1.03 |
| 道路植栽工 | 植樹 | | 1.05 |
| | 剪定 | | 1.05 |
| 公園植栽工 | | | 1.05 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | | 1.04 |
| 橋面防水工 | | | 1.02 |
| 薄層カラー舗装工 | | | 1.01 |
| グルーピング工 | | | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | | 1.02 |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） | | | 1.01 |

下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数

| 名 称 | 規格・仕様 | 補正係数 | |
|-----------------|--------------|------|--------|
| | | | 4週8休以上 |
| 硬質塩化ビニル管設置工 | | | 1.03 |
| リップ付硬質塩化ビニル管設置工 | | | 1.03 |
| 砂 基 礎 工 | 人力施工 | | 1.05 |
| 砂 基 礎 工 | 機械施工 | | 1.05 |
| 砕 石 基 礎 工 | 人力施工 | | 1.05 |
| 砕 石 基 礎 工 | 機械施工 | | 1.05 |
| 組立マンホール設置工 | | | 1.05 |
| 小型マンホール工 | | | 1.01 |
| 取付管およびます設置工 | ます設置工 | | 1.01 |
| 取付管およびます設置工 | 取付管布設及び支管取付工 | | 1.02 |